

公益社団法人 3. 1 1 震災孤児遺児文化・スポーツ支援機構

役員及び協力者の報酬等及び費用に関する規則

平成26年3月28日開催の社員総会において定款第32条の内容（「理事、監事及びサポーターは無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。」）が全部削除されたことに伴い、公益社団法人 3. 1 1 震災孤児遺児文化・スポーツ支援機構旅費規程（平成24年6月4日施行）の名称を上記のとおり改め、更にその内容を下記のとおり改める。

第1条（適用）

- 1 公益社団法人 3. 1 1 震災孤児遺児文化・スポーツ支援機構（以下「当機構」という。）の業務遂行に当たり、役員に対しては報酬等は支給しない。
- 2 本機構の業務遂行に当たる協力者（役員でないサポーターを含む。以下「協力者」という。）に対し報酬等及び費用を支給する場合は本規則の定めるところによる。
- 3 役員がその職務を行うために費用を要した場合はその支払をすることができる。

第2条（定義）

本規則で用いる用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬その他の本機構の業務遂行に当たり、その対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。報酬等の支給基準は別に理事会の定めるところによる。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条（交通費、宿泊費）

- 1 費用のうち、交通費の支給基準は以下の各号のとおりとする。
 - (1) 役員及びサポーター
普通運賃及び指定席の実費
 - (2) サポーターを除く協力者
 - (1) に準ずるものとするが、協力内容等を勘案し、会長の承認を得た上でグリーン車運賃の実費を支払うことができる。
- 2 費用のうち、宿泊費の支給基準は以下の各号のとおりとする。
 - (1) 役員及びサポーター
上限を1泊8000円とする。
 - (2) サポーターを除く協力者
 - (1) に準ずるものとするが、協力内容等を勘案し、会長の承認を得た上で1泊8000円を超えることができる。

第4条（出張の経路等）

出張の経路とその利用交通機関は、経済性を重視して選ぶこととするが、特別の理由がある場合は、会長の承認を得た上で他の経路によることもできる。

第5条（自動車による出張）

自動車を利用した出張は原則として認めない。事情により自動車による出張を行わざるを得ない場合には、あらかじめ会長の許可を受けなければならない。その際、燃料、駐車料、有料道路通行料はそれを証明するものを提出した場合に限り支給する。

第6条（その他の費用の取り扱い）

出張中、やむを得ずタクシー等を利用した場合は、請求により実費を支給する。

第7条（出張手続および仮払）

- 1 役員が出張をする場合はあらかじめ「出張予定表」を作成し、会長に提出しなければならない。その承認を得たものに対して旅費の仮払をする。
- 2 協力者が出張する場合は担当常任理事が前項の手続を採る。

第8条（出張報告および精算）

出張の報告及び旅費の精算は、出張報告書及び出張旅費明細書を作成し、会長の決裁を経て、事務局にて帰任後5日以内に精算しなければならない。

第9条（証明書等の提出義務）

出張者が業務上、余儀の支出をなし、その精算を行なうときは、その支出に伴う領収証を提出しなければならない。領収証等支払いを証明するものがない場合は原則としてその支出は自己負担とする。

第10条（その他）

本規則で処理できない場合は、その都度会長と担当常任理事が協議して処理する。

付 則

最終改正 平成26年12月18日

同日、理事会決議

- 注) 1 宿泊費は必ず宿泊施設の正規の領収証を添付すること。
- 2 .実際に支払った宿泊費が上記の基準宿泊費以下の場合は、その実際に支払った額を支給する。
 - 3 .やむを得ない理由で上記の基準宿泊費を超えた場合は、別途協議の上支給額を決定する。